

# 2019年度介護報酬改定、 審議報告案を了承

## 第168回社会保障審議会介護給付費分科会開催

2019年2月14日（水）17:00～19:00

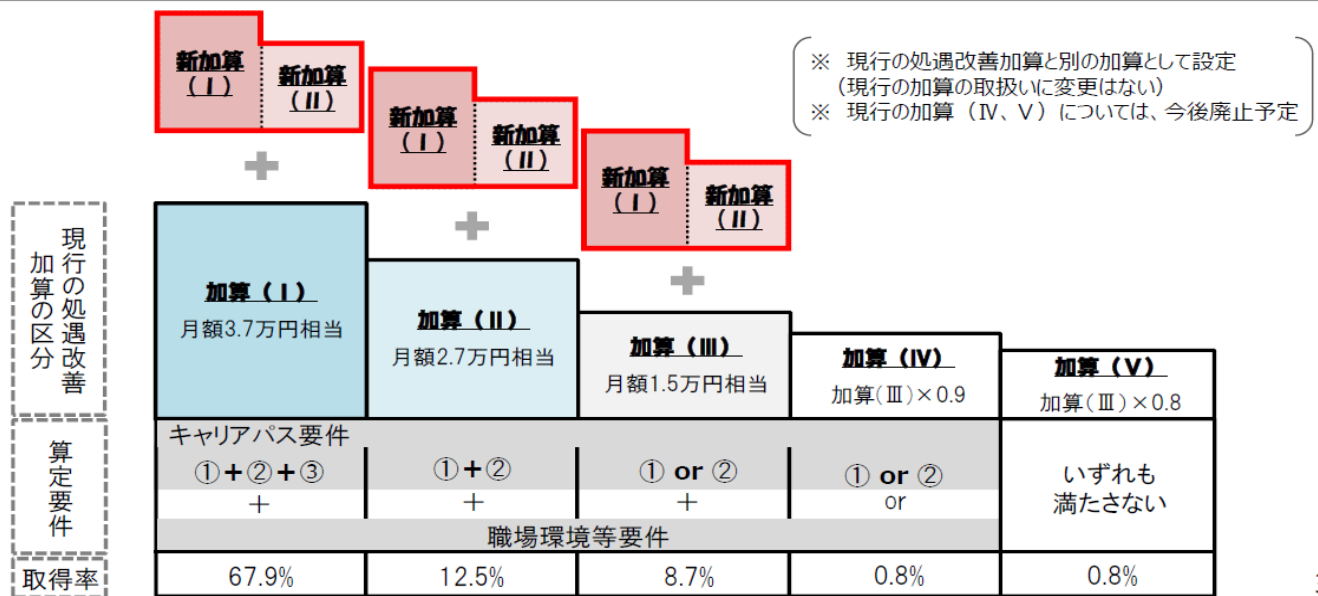
2月14日、介護給付費分科会は、厚生労働省から示された「2019年度介護報酬改定に関する審議報告（案）」を了承しました。

新たな処遇改善の「特定処遇改善加算」の加算率、消費税引き上げに伴う基本単位数、区分支給限度基準額の引き上げを行うことが了承されました。

### 1. 特定処遇改善加算

「特定処遇改善加算」は、介護サービス事業所等が「利用者に提供したサービスに係る介護報酬」に一定の加算率を乗じる

サービス区分	特定処遇改善加算		現行の処遇改善加算		
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ
訪問介護／定期巡回	6.3%	4.2%	13.7%	10.0%	5.5%
通所介護	1.2%	1.0%	5.9%	4.3%	2.3%
小規模多機能	1.5%	1.2%	10.2%	7.4%	4.1%
介護老人福祉施設	2.7%	2.3%	8.3%	6.0%	3.3%



### <特定処遇改善加算>の取得要件

- ① 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を取得していること
- ② 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件について「複数の取り組み」を行っていること
- ③ 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、HPへの掲載等を通じた見える化を行っていること

### <特定処遇改善加算：サービス種類内の加算率>

・サービス提供体制強化加算（最も高い区分）、特定事業所加算、日常生活支援加算、入居継続支援加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定・加算率の算定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算（Ⅱ）の加算率はその×0.9となるよう設定

### <職場環境等要件、スタッフへの配分について>

職場環境等要件、スタッフへの配分については、相当の裁量が認められることになるが、詳細については、通知原案を次回に示し、そこで議論するとの考えが示されている。

## 2. 消費税率引上げにあわせた介護報酬等に係る消費税の取扱い

#### ①介護報酬

- 介護報酬については、給付の9割をしめる基本報酬への上乗せを行う。上乗せ率は、各サービスの課税費用の割合を算出して定める。（加算報酬についても、課税費用の割合が高いものについては、上乗せを行う。）
- 在宅サービスの利用量の上限である区分支給限度額について、介護報酬の上乗せに伴い引き上げを行う。

#### ②食費、居住費（基準費用額の対応）

- 食費、居住費への補足給付の算出の基礎となる費用について、消費税率引き上げによる影響分について上乗せを行う。

訪問介護			通所介護（通常規模）		
身体介護中心	20分未満	166単位 (+1単位)	6時間以上 7時間未満	要介護1	575単位 (+3単位)
	20分以上30分未満	249単位 (+1単位)		要介護2	679単位 (+3単位)
	30分以上1時間未満	395単位 (+1単位)		要介護3	784単位 (+4単位)
	1時間以上	577単位 (+2単位)		要介護4	888単位 (+4単位)
生活援助中心	20分以上45分未満	182単位 (+1単位)		要介護5	993単位 (+5単位)
	45分以上	224単位 (+1単位)			

### <低所得者の食費・居住費の負担軽減（補足給付）>

- ①食費・居住費について、利用者負担第1～3段階の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定
- ③標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額の差額を介護保険から特定入所者介護サービス費（補足給付）として給付

詳細は、厚生労働省HPへ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202420\\_00014.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202420_00014.html)